

芦教生第 1697-2 号

平成 24 年 3 月 2 日

芦屋市文化財保護審議会

会長 多淵 敏樹 様

芦屋市教育委員会

教育委員長 植田 勝博

芦屋市指定文化財の指定について（諮問）

芦屋市文化財保護条例（平成元年芦屋市条例第 7 号）第 5 条の規定に基づき、平成 24 年第 1 回芦屋市議会定例会において、提案中の「芦屋市文化財保護条例の一部を改正する条例」が議決されることを前提として、次のとおり諮問します。

記

1 諒問内容

芦屋川の文化的景観を芦屋市指定文化財に指定することについて

2 諒問の理由

芦屋川の文化的景観を芦屋市指定文化財として指定する旨の申請があったため

3 指定候補資料

別紙資料及び調査報告書のとおり

以上

芦屋市指定文化財候補

名 称 芦屋川の文化的景観（あしやがわのぶんかてきけいかん）

種 別 芦屋市指定文化的景観

指定範囲 芦屋川流域

芦屋市都市環境部が指定する「芦屋川特別景観地区」の範囲

別添、地図参照

制 約 「芦屋川特別景観地区」に定められている景観形成基準を遵守していた
だくことで、良好な文化的景観を維持できると判断するため、教育委員
会への新たな協議及び制約はありません。

補 助 文化的景観指定による、補助はありません。

文化的景観指定後の保存管理計画、追加指定等の計画

策定中

その他特記事項

なし

文化的景観 芦屋川の文化的景観

芦屋川は、源流の六甲山地から河口の大坂湾まで、市域を縦断するように流れている。流域は豊かな自然に恵まれ、住宅地のオアシスとなって市民に親しまれている。

上流で侵食された花崗岩（御影石）の岩盤は、砂礫となって下流に運ばれ堆積し、扇状地が形成された。さらに、川底が周辺の地面よりも高くなる天井川が発達し、鉄道や道路が川の下を通る独特の景観を生み出している。

芦屋の地に住む人々は、昔から芦屋川がもたらす水の恩恵を受けてきた。しかし、頻繁に洪水を起こす暴れ川としての性格をあわせもち、昭和 13 年（1938）の阪神大水害では、市域に壊滅的な被害をもたらした。

芦屋川では、水害の対策として、治水・治山事業が積極的に進められてきた中、大正時代から昭和時代初期にかけて実施された改修工事では、新たに堤防を築き、川幅を狭めることによって、その両岸を公園（芦屋遊園地）や宅地として整備した。花崗岩の切石積みによる石垣護岸は、阪神大水害の後、昭和 14～21 年（1939～1946）の河川改修工事を経て、今日の姿となった。また、昭和 10 年（1935）には、業平橋以南の川沿いにクロマツが植林され、芦屋川の景観を代表する花崗岩とクロマツがそろったのである。さらに、流域には国指定重要文化財である旧山邑家住宅をはじめ、数多くの歴史文化遺産が現存しており、芦屋川流域の文化的景観をつくり出している。

「芦屋川流域の文化的景観」は、六甲山を背にする芦屋川がもたらす水の恩恵と水害の脅威が交錯して育まってきたものである。そして、天井川と扇状地に適応して発展してきた本市の成り立ちを示す文化的景観である。このたび、その重要な価値を周知するため、市指定文化財に指定するものである。